

## 新居浜工業高等専門学校不動産管理規則

(平成22年4月1日 規則第1号)

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)所属の不動産に係る管理の適正を期し、教育研究の円滑な実施を確保することを目的とし、特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(総括施設管理者等)

第2条 校長は、総括施設管理者として本校所属の不動産の管理を総括する。

- 2 本校の不動産管理役は、事務部長とする。
- 3 不動産管理役は、校長を補助し不動産の管理に関する事務を統括する。

(施設管理者)

第3条 総務課長は、不動産管理役の指揮監督の下に施設管理者として本校所属の不動産の管理に関する事務を処理する。

- 2 施設管理者が出張その他の用務により不在の場合は、不動産管理役又はあらかじめ不動産管理役の指定する教職員が施設管理者に代ってその事務を代行するものとする。

(特例措置)

第4条 不動産管理役(不動産管理役不在のときは、施設管理者(前条第2項に定める代理施設管理者を含む。以下同じ。))は、施設の管理上特に必要があると認めるときは総括施設管理者の承認を得て、施設の管理に関する事務に従事する教職員以外の教職員に施設の管理に関する事務の執行に当たらせることができる。

- 2 前項の指定を受けた教職員は、施設管理者の指揮の下にこれを補助するものとする。

(監守)

第5条 不動産管理役は、本校所属の不動産について、監守区域及び不動産供用責任者(以下「供用責任者」という。)を定め、監守させる。

- 2 不動産管理役は、供用責任者の事務を補助させるために不動産補助供用責任者(以下「補助供用責任者」という。)を定めることができる。
- 3 監守区域及び供用責任者、補助供用責任者は別表に掲げる基準によるものとする。
- 4 前項の監守区域における火災予防の措置、その他監守の方法等は別に定める。

(通知)

第6条 不動産管理役は、前条第1項の供用責任者及び同2項の補助供用責任者を定めた場合は、別紙第1号様式により通知するものとする。定めを解除する場合も同様とする。

(供用責任者等の責務)

第7条 供用責任者は、不動産管理役の指揮監督を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 不動産等の利用状況の点検
- (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具の点検
- (6) 防火用水の点検
- (7) 避雷装置の点検
- (8) 屋根及びといのき損状況の点検
- (9) 排水施設の点検
- (10) 土地の境界標その他標識類の点検
- (11) その他監守上必要と認める事項

2 補助供用責任者は、供用責任者の事務を補助する。

(供用責任者等の報告)

第8条 供用責任者又は補助供用責任者は、その担当する資産の状況について、破損その他異常を認めた場合又は改善を要する事項が生じたときは、不動産監守報告書（別紙第2号様式）により速やかに不動産管理役に報告しなければならない。

(不動産監守台帳)

第9条 施設管理者は、不動産監守台帳（別紙様式第3号）を備え、監守区域、供用責任者及び補助供用責任者を掌握しなければならない。

(不動産監守状況報告書)

第10条 供用責任者は、毎年5月1日現在の監守状況を別紙様式第4号により、総括管理者に報告するものとする。

(雑則)

第11条 不動産管理役は、不動産の管理に関し必要に応じて定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校国有財産管理規程及び同監守計画は廃止する。

附 則

この規則は、平成23年3月8日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

## 別表

## 不動産供用責任者および同補助供用責任者指定基準

監守区域	不動産供用責任者	不動産補助供用責任者
総務課（旧庶務課）に 属する区域	総務課長	課長補佐、担当係長又は 主として使用する者
総務課（旧会計課）に 属する区域	総務課長	課長補佐、担当係長又は 主として使用する者
学生課に属する区域	学生課長	課長補佐、担当係長又は 主として使用する者
課外活動、福利施設等	学生課長	担当係長又は各部顧問教員
研究室、実験室、工場等	学科（科）主任 又はセンター長	担当教員又は これに準ずるもの
体育施設	保健・体育の主たる教員	担当教員
寄宿舍	学生課長	担当係長
教職員宿舎	総務課長	入居者又は担当係長
上記以外の区域	総務課長	担当係長
土地、立木竹、屋外工作物	総務課長	担当係長

別紙第 1 号様式

平成 年 月 日

不動産供用責任者・同補助供用責任者（指定・解除）通知書

（不動産供用責任者・同補助供用責任者名） 殿

不動産管理役 印

下記の監守区域の（不動産供用責任者・同補助供用責任者）に（指定・解除）されましたので通知します。

なお、業務内容は新居浜工業高等専門学校不動産管理規則第 7 条の規定によります。

記

監守区域（ ）

- ※ 監守区域は、指定基準による区域とする。
- ※ 区域は、研究室、実験室名等具体的に表示するとともに、図面を添付する等により監守区域を明確にすること。
- ※ 不用な字句がある場合は、取消線を引くこと。

別紙第2号様式

平成 年 月 日

不動産破損・き損等報告書

不動産管理役 殿

不動産供用責任者 印

同補助供用責任者 印

下記のとおり破損・き損を認めましたので報告します。

記

1. 場 所： ( )
2. 発 見 し た 日 時： (平成 年 月 日 時頃)
3. 破損・き損の原因及び状況：
4. 現在の処置及び対策：
5. その他参考となる事項：

別紙第 3 号様式

不動産供用責任者台帳

整理 番号	監守区域	監守者名	氏 名	備考
			指定年月日	
			解除年月日	
			-----	
			-----	

不動産補助供用責任台帳

整理 番号	監守区域	監守者名	氏 名	備考
			指定年月日	
			解除年月日	
			-----	
			-----	

不 動 産 監 守 状 況 報 告 書

監守区域		監守者氏名	
------	--	-------	--

監守内容	区分	報告内容	特記事項の内容及び報告書					
1 不動産等の利用状況の点検								
2 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底								
3 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検								
4 電気及びガスの器具の管理状況の点検								
5 消火器具の点検								
6 防火用水の点検								
7 避雷装置の点検								
8 屋根及びといのき損状況の点検								
9 排水施設の点検								
10 土地の境界標その他の標識類の点検								
11 その他監守上必要と認める事項								
12								
監守者等の交替報告		氏 名		区 域	交替年月日	備考		
		新		旧			年 月 日	
		新		旧			年 月 日	
		新		旧			年 月 日	
		新		旧			年 月 日	
		新		旧			年 月 日	

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

科(課)名

不動産供用責任者名

印